

2022年9月15日

兵庫県知事
齋藤 元彦 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 福 永 明

要 請 書

貴職におかれましては、長引くコロナ禍にあって難しい舵取りの迫られるなか、県民の安全確保と生活の安心確保に向け、日々力を尽くされておりますことに敬意を表します。

働く人たちを取り巻く状況は、従前から抱えている非正規雇用の増加、中間所得層の地盤沈下、貧困の固定化、格差の深刻化といった課題が、コロナの感染拡大による経済への影響なども加わり、深刻さを増すことになりました。

このような状況に鑑み、私ども連合兵庫は、「コロナ禍を克服し、不確実な環境変化にも適応した包摂的で持続可能な社会、県民の誰もが将来に希望の持てる社会」の実現をめざすことこそが重要であるとの認識を一層深めているところです。

この度の兵庫県への政策・制度要請は、昨年度要請の進捗状況や働く人を取り巻く状況なども踏まえ、県民生活に関わる幅広い視点から、7項目10点の重点項目をはじめ別紙のとおり要請致します。

貴職におかれましては、本要請の趣旨をご賢察のうえ、ご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以 上

連合兵庫 2023 年度 兵庫県への政策・制度要請

作成 2022 年 9 月 2 日

<目次>

<重点政策>	1
--------------	---

<持続可能で健全な経済の発展>

1. 地方税財政の確立	3
2. 取引の適正化の実現に向けて.....	3
3. 中小企業が自立できる基盤の確立	3
4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化.....	3
5. 公契約条例の制定による公契約の適正化	4

<雇用・労働政策>

6. 労働行政の強化	4
7. 働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化.....	4
8. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実	4
9. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応	4
10. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備	5
11. 地域における高齢者の就労促進	5
12. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立	5

<福祉・社会保障政策>

13. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの 貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実	6
14. 切れ目のない医療を提供する体制の確立	7
15. 利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と 介護人材の処遇改善・専門性の向上	8
16. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み.....	9
17. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに 健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護.....	10

<国土・住宅政策>

18. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進	12
-----------------------------------	----

<交通・運輸政策>

19. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進	12
--------------------------------	----

<環境政策>

20. 気候変動などの地域における要求実現に関する取り組み | 2

<食料・農林水産政策>

21. フードロスを減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み | 3

<消費者政策>

22. 消費者の視点に立った消費者政策の推進 | 3

<防災・減災に関する政策>

23. 総合的な防災・減災対策の充実 | 4

<民主主義の基盤強化>

24. 民主主義の強化と投票しやすい環境の整備 | 4

<公務員制度改革>

25. 公正・公平な公務労働の実現 | 5

<地方分権改革>

26. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進 | 5

<人権政策>

27. 差別禁止と人権擁護政策の推進 | 5

<教育政策>

28. 教育の機会均等の保障と教職員の働き方改革を通じた質の向上 | 5

<ジェンダー平等政策>

29. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現 | 6

30. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し | 7

31. 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進 | 7

連合兵庫 2023 年度 兵庫県に対する政策・制度要請

[重点政策]

<持続可能で健全な経済の発展>

マイナンバー制度の定着と一層の活用 [その他→重点]

- ① 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行うこと。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

- ② 大都市一極集中による弊害の是正に向けて、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、知識・産業集積等地域産業の活性化による地域雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高めること。

良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応 [その他→重点]

- ③ 国、学校、労使団体等と連携し、UIJターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。

<福祉・社会保障政策>

生活困窮者自立支援対策の確立と

子どもの貧困対策生活保護の運営体制の改善・充実[新規]

- ④ 医療・福祉・介護・子ども子育て等の分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、地域福祉拠点の設置、専門性が高いコミュニティソーシャルワーカーの育成、地域住民（民生委員、児童委員等）との協力体制など、重層的支援体制整備事業の実施体制を整備すること。

切れ目のない医療を提供する体制の確立

- ⑤ 安心・安全な医療の提供に必要な医療従事者の人員体制を確保するため、処遇や勤務環境の改善を通じて、現に働く人の定着をはかること。また、医療人材、特に地域医療を担う総合診療医の確保に向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充、研修中の欠員補充に資する事業をより積極的に実施すること。

<交通・運輸政策>

持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

- ⑥ 「交通政策基本計画」を着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに

に、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築すること。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援すること。

〈防災・減災に関する政策〉

総合的な防災・減災対策の充実 [その他 → 重点]

- ⑦ 大規模自然災害発生時において、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、住民にその内容を周知すること。また、地域防災計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定、備蓄品などについて、多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底すること。

〈地方分権改革〉

支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進

- ⑧ 経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向け、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進めること。

〈教育政策〉

教育の機会均等の保障と教職員の働き方改革を通じた質の向上 [修正]

- ⑨ (1) 慢性的に欠員が生じている「教職員不足」を早急に解消すること。
(2) GIGAスクール構想など教育のICT化に向けて、以下の対応を進めること。
a) 接続環境は、社会インフラとして、同時アクセスに耐えうる高速大容量ネットワークを早期に整備すること。あわせて、家庭における接続環境の違いへ配慮すること。
b) ICT支援員をすべての学校に常勤配置すること。あわせて、GIGAスクール運営支援センターを早急に整備すること。
c) 国や自治体により、ソフトウェア費、保守・機器更新費などの予算化を行うことと、1人1台端末の整備対象を高校生まで拡大すること。

〈ジェンダー平等政策〉

男女が仕事と生活を調和できる環境の整備 [新規]

- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、妊娠・出産、育児・介護、不妊治療等により離職することなく、安心して働き続けられるよう、母性健康管理措置に関する制度や助成金、相談窓口等の情報提供をはじめとする積極的な取り組み支援を行うこと。

[その他要請項目]

〈持続可能で健全な経済の発展〉

1. 地方財政の確立

- (1) 財政情報や財政運営情報を開示し、議会審議や監査の充実、オンブズマンによるチェックなど、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築すること。【新規】
- (2) 地方の歳入について、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすべく、法人住民税（法人税割）および法人事業税（所得割）と消費税の税源交換、地方財源確保に配慮した自動車関係諸税の軽減・簡素化などを行う必要がある。地方税の多くは国の税制改正によって見直されるため、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。【新規】
- (3) 2024年度から導入される森林環境税との二重課税とならないよう、県が実施している森林環境保全にかかる独自課税について、住民の意見を踏まえつつ、税収の使途や課税内容の調整をはかること。

2. 取引の適正化の実現に向けて

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行、公正取引委員会および中小企業庁の体制・権限の強化、各種告示・ガイドライン・業界自主行動計画等の拡充および周知徹底をはかること。
- (2) すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業などの「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正などを強化すること。

3. 中小企業が自立できる基盤の確立

- (1) 中小企業基本条例の基本理念にもとづき、中小企業政策の推進をはかること。
- (2) 中小企業退職金共済制度への加入を促進するための補助制度を導入すること。【新規】

4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

※重点政策②にて対応

5. 公契約条例の制定による公契約の適正化

- (1) 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。公契約条例の制定と契約基準の設定は、労働組合が参加する審議会を設置し進めること。【修正】

〈雇用・労働政策〉

6. 労働行政の強化

- (1) コロナ禍において企業等が自主的に実施してきた在籍型出向の事例を踏まえ、今後の在籍型出向に向けた企業支援を行うこと。
- (2) 労働相談への支援や労働教育講座の開催など、地方における労働行政の充実・強化をはかること。

7. 働く者のための働き方改革におけた監督体制の強化

- (1) 教職員の長時間労働是正に向けて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく勤務時間管理の適正化をはかるとともに、安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。
- (2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進すること。また、11月の過労死等防止啓発月間には、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催を支援・後援すること。さらに、大学や中学校・高等学校における労働条件等に関する啓発の実施に関して、各地の過労死を考える家族の会や専門家を講師として派遣するなど、啓発事業を積極的に推進すること。

8. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

- (1) いわゆる「就職氷河期世代」に対し、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行うこと。

9. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

- (1) 兵庫県・労働局・地元経済界などで構成される地域雇用創造に関する会議や協議会などへの労働組合の参加を保障し、地域の雇用創出、地域活性化策などについて総合的に検討すること。
- (2) 障がい者の雇用の促進および雇用の安定に向け、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携するとともに、ハローワークを核とした地域のネットワークや、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行うこと。

- (3) 中小企業における障がい者の雇用を推進するため、中小事業主認定制度の活用とともに、これまで障がい者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。
- (4) 国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。また、中小企業への就職促進策である、中小企業就業者確保支援事業の周知を強化すること。さらに、ニートや中途退学者の若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。【修正】

10. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備

- (1) 外国人受入環境整備交付金を活用し、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口において、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。【修正】
- (2) 生活者としての外国人に対する支援について、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設けるとともに、真に実効性ある共生支援施策とするためのPDCAサイクルを実行すること。
- (3) 外国人に対する情報提供や行政サービスを日本語で実施する場合は、「やさしい日本語」の活用を促進すること。また、働く際に必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、日本語教室や夜間学校等の学ぶ場を提供し、公共職業訓練の整備も進めること。さらに、日本語指導が必要な子ども向けの教育体制の強化を行うこと。【修正】

11. 地域における高齢者の就労促進

- (1) 2020年4月に施行された同一労働同一賃金に関する法律への対応を確実に実施し、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差を確実に是正すること。その上で、産業や業種・職種ごとに異なる労働環境等を勘案し、個別の労使協議を通じて、企業や職場において最適な働き方を検討するよう周知をはかること。

12. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

- (1) 中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進など

をはかること。【修正】

〈福祉・社会保障政策〉

13. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。
- ① 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけること。
 - ② 事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保をはかること。
 - ③ 任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を積極的に実施すること。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組むこと。
 - ④ 企業への委託事業である就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な審査を行うこと。
 - ⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。
 - ⑥ 自治体においては、福祉、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立すること。特に、今後低年金・無年金の単身高齢者の増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまえつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討すること。
 - ⑦ 住宅セーフティネット法に基づき、賃貸住宅の登録制度の周知や登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。また、地域の実情に応じた賃貸住宅供給促進計画の策定を進めること。
- (2) 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障すること。
- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。

- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。
- ③ 居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上等の取り組みを含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業等を積極的に実施すること。
- (3) 真の地域共生社会の実現に向け、8050問題や引きこもり問題、ヤングケアラー、ダブルケア、多胎妊娠など、現行法や制度の狭間で孤立し、問題を解決できず困っている者に対する支援制度の策定を検討するとともに、地域全体でアプローチしていくために包括的な相談支援体制を構築すること。【新規】
- (4) 就業しているひとり親に確実に支援が届くよう、行政支援窓口の一本化を推進すること。必要に応じて民間企業とも連携して土日祝日や夜間の相談体制を強化すること。【新規】
- (5) 生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善をはかること。
 - ① 生活保護受給者が安全に暮らせる居住の支援に向けて、施設の設置者に対し、無料定額宿泊所の事前届け出規定や有料老人ホームの届出規定を遵守させ、防災機能等の向上に努めるとともに、感染症の拡大防止のための環境改善を進めること。また、当該施設に生活困窮者がいる場合は自立におけた支援につなげること。

14. 切れ目のない医療を提供する体制の確立

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束と社会経済活動の回復の早期実現に向けて、感染防止対策および差別・偏見防止対策を徹底・強化し、特に検査体制の充実と、検査機関、医療機関、保健所の連携、保健所の職員体制、医療・介護職場などにおける集団感染防止対策への支援などを強化すること。
- (2) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の整備に向け、第7次医療計画(2018~2023年度)ならびに地域医療構想の推進においては、感染症のまん延を考慮したうえで、地域実態に即しつつ以下の対応をはかること。
 - ① 急性期・回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、医療機関(病床)の機能分化と連携、医療と介護の連携を推進すること。
 - ② 地域で必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、機能分化の推進にあたっては、急性期を脱した患者への医療や、高齢者の容体急変時の医療などを担う病床を確保するとともに、在宅医療や訪問看護を拡充すること。また、人口構造の変化を考慮した効率的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器

については医療機関間の共同利用を促進すること。可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用外の治療に対する助成制度を設けること。

- ③ 「紹介受診重点医療機関」を明確化する議論に被保険者や住民の参画を促進すること。また、適切な受診行動を促すため、紹介状なしでの受診時に一定額を徴収する窓口定額負担の対象医療機関など、各医療機関の機能についてわかりやすく周知徹底するとともに、再診の患者や生活困窮者などの受診機会が妨げられないよう配慮すること。【新規】
- ④ 一定所得以上の後期高齢者の窓口負担の引上げに伴う配慮措置を周知徹底すること。【新規】
- ⑤ 医師のへき地勤務にともなう負担を和らげるため、都道府県による調整のうえ、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務が行える体制を構築すること。【新規】

(3) 不妊治療について、保険適用による影響を把握し、以下の対応をはかること。

【新規】

- ① 可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用外の治療に対する助成制度を設けること。【新規】
- ② 不妊専門相談センター事業や不妊症・不育症支援ネットワーク事業などの各種相談支援事業を周知啓発すること。【新規】

(4) 2024 年度からスタートする「働き方改革」を医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」は医療機関に対し、以下のとおり能動的に働きかけること。

- ① 医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。

15. 利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上

(1) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

- ① 地域社会で認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防と治療やケア技術に関する研究開発など認知症対策をより一層強化するとともに、本人の意思

が尊重され、住み慣れた地域で良質な環境のもと自分らしく暮らし続けるよう、治療・生活・移動・相談などに対する支援体制を整備すること。また、若年性認知症をはじめ、認知症に関する理解を促進するために、認知症サポーターの養成と子どもや学生への啓発などに取り組むこと。

- ② 介護・福祉施設において、家族や介護者等からの苦情や要望への対応が増加している実態を踏まえ、利用者やその家族からの相談・通報に対し迅速に対応できるように体制を強化すること。また、利用者がより適切なサービスが受けられるよう利用者と事業所の話し合いに対して斡旋や仲介等の支援を行う第三者機関の設置を検討すること。
- (2) すべての介護人材の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。
- ① すべての介護人材の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。また、介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所が、これらの加算を算定していることを労働者に対し文書により確実に周知するよう、事業者を指導すること。
 - ② 外国人介護人材について、日本人との同等処遇を担保するため、事業所の指導・監査を徹底すること。また、外国人労働者の人権擁護と継続的な就労の保障の観点から、事業所内外の相談窓口の拡充や、各事業所における雇用管理を徹底すること。
 - ③ 介護従事者確保のために、潜在介護職員の復職支援研修や介護資格取得に対する研修費補助や奨学金補助、住居費補助等、支援を強化すること。**【新規】**
 - ④ 介護認定にあたっては全国統一の要介護認定基準に基づき、客観的かつ統一的な認定が行われるよう、訪問調査員、認定審査会委員の公正・中立かつ適正な調査・判定の実施に資する研修の改善や調査指導員の養成を拡充すること。**【新規】**
 - ⑤ 介護サービス事業所等での介護職員等の労働環境改善や生産性向上を図るために実施されている、介護ロボットやICT等の導入支援事業について、さらなる利用促進をはかること。**【新規】**

16. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

- (1) 障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。

① 障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障害福祉サービス利用の援助や就業にかかる相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活支援体制を強化すること。

(2) 障がい者の権利を保障するため、関連法の実効性を高める取り組みを推進すること。

① 災害が発生した場合には発生場所、規模、内容、今後の動向など必要な情報を障がい者に提供する体制を整備すること。災害情報の提供に当たっては、障がい者の特性に配慮した伝達手段やコミュニティネットワークを整備すること。

② 障がい者に対する虐待防止に向け、相談・通報窓口の設置とその広報を行い、虐待を受けた障がい者の緊急避難場所を確保すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員や障がい者を雇用する企業のすべての使用者等に対し、虐待防止に向けた研修を徹底するよう周知や指導を強化すること。

17. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護

(1) 待機児童の早期解消や子どもやその保護者がおかれている環境や地域の実情の反映に向け、子ども・子育て支援事業計画を適切な内容へ見直すこと。見直しにあたっては、「子ども・子育て会議」を開催し、関係者の意見を反映すること。

① 保育所の認可について、保育所が不足している場合は「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする」との考え方にに基づき速やかに認可するとともに、県と市町との間で十分な連携をはかること。

② 商業施設や事業所等事業所内保育、家庭的保育や小規模保育など、地域型保育給付のさらなる整備・充実をはかること。整備する際は、保育が適正かつ確実に行われるよう、認可保育施設を連携施設として確保すること。**【修正】**

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実をはかること。

a) 放課後児童クラブの質を確保するため、放課後児童支援員は放課後事業健全育成事業所ごとに2人以上を堅持すること。あわせて、児童の人数に見合った支援員と十分な広さの部屋を確保すること。また、待機児童の解消に向け、早急に施設を整備するとともに、保育時間の延長や入所要件の弾力化をはかるなど、地域のニーズと実情に応じて多様なサービスの提供を推進すること。その際には、そこで働く人々の労働条件の処遇改善や長時間労働の是正など職場環境の改善に向けて財政支援を強化すること。

- b) 働く保護者の負担軽減に資するよう、延長保育（幼稚園における預かり保育を含む）、夜間保育、休日保育等の拡充のため、専門性のある職員も含めて人的配置の拡充や財政支援を強化すること。
- c) 病児保育事業については、医療機関併設型施設への助成拡充や、保育所などにおける、安静室・調理施設、看護師・担当保育士を確保した病児・病後児保育体制を早急に整備すること。
- d) 子育てが孤立しないよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、市町村ごとの子育て世代包括支援センターの設置や対面での相談体制を確保しつつオンラインを活用した相談体制の整備、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業、相談業務を行う職員の専門性向上のための研修の充実など、保護者への相談支援事業を充実させること。
- ④ 「子ども食堂」が子どもや子育て世帯にとっての居場所となるよう、地域と連携できるよう支援すること。運営にあたっては、地域の誰もが利用できるよう配慮すること。
- ⑤ 思春期・青年期における対策を強化するため、アウトリーチも含めた相談支援体制を整備するとともに、学校や児童相談所、ひきこもり地域センター、地域若者サポートステーションなど関係機関の連携を強化すること。
- (2) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育教諭・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。
- ① 技能・経験に応じた保育教諭・保育士等の処遇改善が、すべての施設で実行され、保育教諭等の理解を得られるよう、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠等を就業規則に明記すること等について、加算施設の設置者に対し周知の徹底をはかること。
- ② 事務作業の簡素化の推進等も実施しながら、子育て支援の充実に向けて、支援する者の増員をはかること。(新規)
- (3) 仕事と子育ての両立の推進の観点から、地方版「子ども・子育て会議」に必ず労働者代表を参画させるとともに、会議を定期的を開催すること。合わせて、「待機児童対策協議会」を設置する場合は、必ず労働者代表を参画させること。
- (4) 感染症拡大時においても安心して出産や子育てができるよう、出産準備や出産後の個別のサポート、オンラインによるパパママクラス開催、乳幼児健診の実施、電

話相談などの体制を確保すること。

<国土・住宅政策>

18. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進

- (1) 住宅セーフティネット法にもとづく居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進すること。また、住宅確保要配慮者などに加えて外国人労働者など、特に配慮が必要な世帯に、公的賃貸住宅や一定の基準を満たした空き家を供給すること。
- (2) 中心市街地活性化基本計画に基づく事業支援、税制優遇や融資支援、人材育成につながる情報支援等の予算を拡充し、周知を強化すること。また、地域商店街活性化に向け、地域商業機能複合化推進事業や外部人材活用、地域人材育成事業等を活かした支援を行うこと。【新規】

<交通・運輸政策>

19. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

- (1) 交通のシビル・ミニマム(生活基盤最低保障基準)維持の観点から、日用品の買い物、各種行政サービスの受益、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要な地域公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線・航路を維持・確保すること。【修正】
- (2) 先端技術を活用し、環境負荷が小さい、自動運転や安全対策、環境に配慮などの技術開発・普及による交通・運輸体系を構築すること。
- (3) ユニバーサルデザインにもとづき、すべての利用者が円滑に移動・乗換えできる、交通機関・交通施設の整備を促進すること。
- (4) 交通事故・負傷者の減少、交通事故死亡者ゼロをめざすこと。事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるための道路整備や信号制御の高度化を行い、地域事情に応じて、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。

<環境政策>

20. 気候変動などの地域における要求実現に関する取り組み

- (1) 地方自治体は、2030年、さらに2050年までに達成しようとする温室効果ガス排出削減目標や実行計画(※1)、適応計画(※2)を策定・改定し、また具体的実施施策を検討するにあたっては、労働組合を含む関係当事者の参加を保障し、その意見を反映させ、合意形成をはかること。(※1「地球温暖化対策推進法」にもとづく「地方公共団体実行計画」など)(※2「気候変動適応法」にもとづく「地域気候変動適応計画」など)その際、以下について反映させ、実施すること。

- ①カーボンニュートラル推進による、雇用・暮らしをはじめとした地域経済・社会への負の影響の最小化への対策や、「グリーン」で「ディーセント」な産業・雇用の創出など「公正な移行」「グリーンリカバリー」の実現のための対策を行うこと。【新規】
- ②S+3Eの確保を前提とし、さらに地域の雇用・経済、人口動態などの不確実性を踏まえた複数のシナリオやオプションの提示による予見可能性を確保したうえで、産業・企業・団体による実行計画策定や実施にあたっての必要な情報提供と技術的支援すること。【新規】
- ③ イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行うこと。【新規】
- ④ 住民の果たす役割の具体的な明記とその周知・広報を行うこと。【新規】

<食料、農林水産政策>

21. フードロス減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み

- (1) 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかること。地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進すること。【修正】
- (2) 食料資源の循環および生活困窮者への食糧支援という側面を持つ、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進などを通じて、食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)のさらなる周知・徹底をはかり、活動団体に対する財政的支援をすること。【修正】
- (3) 食料品の入手が困難となっている地域での対応策を検討・実施すること。食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進すること。【修正】

<消費者政策>

22. 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- (1) 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、事業者には苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うとともに、社会的な合意形成をはかること。
- (2) 消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、倫理的な消費行動や、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費(倫理的消費)を促進すること。
- (3) 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法などによる被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為へ

の罰則強化をはかるとともに、出前講座による消費者教育を行うこと。

- (4) 地域の小売業者に多大な損害を与えている万引きを軽視せず、官民による会議体を設置し、各組織が連携して万引きに関する総合的な対策を推進すること。また、事業者間で万引き事件やその対策に関する情報を共有化する仕組みを構築するなど必要な対策を講じること。【新規】

<防災・減災に関する政策>

23. 総合的な防災・減災対策の充実

- (1) 平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、自然災害発生時の助け合いにつなげること。また、「避難勧告等に関するガイドライン」の周知をはかるとともに、障がい者や外国人など特に配慮を要する者が正しい状況判断を行えるよう、多言語対応を含め情報を確実に利用できる体制を整備しておくこと。
- (2) すべての人の命を守るために、被災状況などの情報を共有できるようにすること。また、Jアラート(全国瞬時警報システム)およびLアラート(災害情報共有システム)やSNSでの情報発信については、多言語対応をはかったうえで高齢者、障がい者、子ども、外国人労働者など、特に配慮を要する者を含むすべての人に必要な情報を伝えること。

<民主主義の基盤強化>

24. 民主主義の強化と投票しやすい環境の整備

- (1) 障がい者に対する投票支援策として、投票方法、投票環境、投票用紙等に関するアクセシビリティを向上するとともに、政見放送の手話・字幕放送の義務化や選挙公報・選挙通知の多様な形態での提供など、選挙に関する情報保障を充実すること。
- (2) 投票者の利便性と投票率向上の観点から、投票所(期日前投票を含む)を頻繁に人の往来がある施設に設置する。また、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。
- (3) 自らの権利や義務など国民生活を営むうえでの必要な知識をもつことに加え、政治に対する意識を高めるなかで政治参画を促すことを目的に義務教育段階から主権者教育を実施すること。

<公務員制度改革>

25. 公正・公平な公務労働の実現

(1) 国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかること。

(2) 賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉に基づき決定すること。また、定年年齢の引き上げについては、現場に見合った制度を構築するとともに、職員の過重負担とならない定数のあり方および業務削減をはかること。

【修正】

(3) 県・市町で働く臨時・非常勤職員や新設された会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(2020年4月1日施行)を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行うこと。また、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかること。

<地方分権改革>

26. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進

(1) 地方議会の活性化に加えて、行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させること。情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例、行政評価条例の制定を促進するとともに、外部監査制度の導入やチェック機能等の役割を果たすNPOの活用を進めること。

(2) 情報アクセシビリティの確保に向け、自治体情報システムの調達においてアクセシビリティ要件を遵守する規定を設けるなど環境整備をはかること。【修正】

(3) 誰もが機器の使い方を学べる公的な仕組みが必要である。現在総務省が実施している「デジタル活用支援推進事業」を各自治体において推進すること。【修正】

<人権政策>

27. 差別禁止と人権擁護政策の推進

(1) 地方自治体は、差別に関する禁止事項を明確にし、人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法(仮称)」を早期に制定するとともに人権救済機関を設置するため「人権に関わる条例制定」に取り組むこと。

<教育政策>

28. 教育の機会均等の保障と教職員の働き方改革を通じた質の向上

(1) すべての学校でICTを活用した記録簿などによる客観的な勤務時間管理を徹底すること。あわせて、業務削減を徹底的に進め、「在校等時間の上限(月45時間、

年 360 時間)」を遵守することで教職員の長時間労働を是正すること。【修正】

- (2) 教職員定数の拡充と一体に人財確保策を講じ、子どもの学びの教育条件整備をはかること。【修正】
- (3) 部活動の地域移行において、必要な予算や指導者の確保、大会のあり方や運営方法の見直し、経済的に困窮する家庭への支援等、子どもの志向や希望に即し、地域での活動機会の保障について具体化をはかること。【修正】
- (4) いじめや虐待、貧困など心のケアを必要とする子どもを早期に把握し適切に対応するため、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを分校・夜間中学校を含むすべての学校に常勤配置すること。あわせて、スクールソーシャルワーカー等の資格を有する専門スタッフの人財確保や育成をはかること。【修正】
- (5) 外国人児童・生徒の教育の権利と機会を確保するため、就学に関する情報を、より多くの言語（多言語）、および、「優しい日本語」で伝えるとともに、日本語教育および母語・母文化教育を支援すること。
- (6) 感染症や災害の発生など非常時のオンライン授業の出席取扱いについて、学習保障を担保した上で出席扱いとなるよう、兵庫県内において統一的な取扱いを促進すること。【新規】

〈ジェンダー平等政策〉

29. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現

- (1) 女性活躍をさらに推進するため、就職活動中の学生や求職者などを含め、2020年4月に施行された改正女性活躍推進法（「男女の賃金の差異」の把握の重要性や新たな認定制度（プラチナえるぼし）を含む）の周知を積極的に行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促し、従業員100人以下の中小企業に対しても行動計画を策定するよう働きかけること。
- (2) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、ハラスメント対策関連法が定めるパワー・ハラスメントに関する事業主の防止措置義務をはじめとする新たなハラスメント対策について周知徹底をはかるとともに、2021年6月に発効するILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の内容も踏まえ、ハラスメントのない就業環境の整備に向けた取り組みを推進すること。
- (3) 厚生労働省のモデル就業規則において、性的指向・性自認（SOGI）に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントの禁止規定が盛り込まれていること。また、人事院規則において、性別により役割を分担すべきとする意識または

性的指向もしくは性自認に関する偏見にもとづく言動も含めた「セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除」が記載されていることを踏まえ、積極的な取り組みが行われるよう促すこと。

30. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (1) 政府の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることをめざし、その通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう、ポジティブ・アクションを加速させること。また、県が設置する各種会議や審議会など、あらゆる意思決定の場への女性の参画を拡大すること。
- (2) だれもがあらゆる分野で個性と能力を発揮して活躍できるよう、女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、設備や職場環境の整備のための支援を行うこと。
- (3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、選択的夫婦別氏(姓)制度の早期導入をめざしつつ旧姓・通称の使用範囲を拡大する。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、当面の策として、パートナーシップ条例の制定を進めること。

31. 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進

- (1) 妊娠・出産・育児、介護により離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、育児・介護休業法をはじめ関係法令の周知・徹底をはかること。また、県、企業における両立支援制度の情報提供や相談窓口の設置などを促進すること。
- (2) 短時間勤務制度や有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件、パパ・ママ育休プラス等両立支援のための個別制度の情報提供や相談窓口の設置など、企業における取り組みを促進すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法について、行動計画の策定を推進するとともに、認定基準の適合確認の徹底と厳格化をはかるなど実効性を高めること。また、男女別の育児休業取得期間などの実態把握に努めるとともに、男性の育児休業取得を促進するための情報提供をはじめとする積極的な取り組み支援を行うこと。

以上